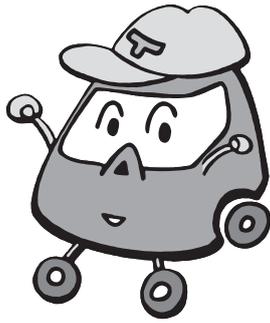


# 兵ト協ニュース

2012.1 No. 306  
.....





## もくじ

○ 年頭のご挨拶	2
○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 冬期におけるトレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意下さい	11
自動車の検査・登録業務の年度末繁忙対策に関する協力依頼について	13
国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のための 協力について(お願い)	15
シンポジウム2012「運輸安全マネジメント制度導入から5周年を迎えて」 開催のご案内	16
(経済産業) 下請取引の適正化について	18
(厚生労働) 平成24年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の 就職・採用活動に係る取扱い等について	23
(神戸市) 大型車(特殊車両)の安全通行について(お願い)	25
(全ト協)「自動車運送事業の運行管理者表彰制度について」(ご案内)	26
平成23年 全ト協十大ニュース	28
○ 事務局からのお知らせ	
本部研修センター建て替えに関し仮設事務所への移転に伴う 引越し業者を下記要項により募集しています。	29
運行管理者試験事前講習会開催のご案内	32
本部研修センター建替え工事に伴い、12月15日から駐車場が 使用できなくなりました。	34
○ 陸災防のページ	
はい作業主任者技能講習会のご案内	35
フォークリフト運転技能講習会のご案内	38
○ 会員だより	43
○ 協会日誌	44

# 謹 賀 新 年

新春を迎え ますますのご発展とご多幸を心からお祈り申し上げます  
本年もよろしくお願ひ申し上げます

— 平成二十四年元旦 —



社団法人 兵庫県トラック協会

会 長	福 松	永 原	征 丈	秀 夫
副 会 長	出 亀	雲 田	昌	武 廣
”	北 坂	野 尾	洋 武	穰 南
”	森 太	川 田	啓 喜	夫 三
”	荻 役	野 員	一	平 同
専務理事				
常務理事				



## 年 頭 の ご 挨拶

社団法人 兵庫県トラック協会  
会 長 福 永 征 秀

新年明けましておめでとうございます。  
平成24年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
会員事業者の皆様はじめ関係各位におかれましては、お健やかに新年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

昨年我が国では、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により、未曾有の被害をもたらせた東日本大震災が発生しました。この震災とそれにより引き起こされた東電福島原発事故により被災した地域では、やっと復旧の緒に就いたばかりであり、新たな年を迎えた今も、未だに復興の目処もたっていない状況にあります。一日も早い復興を切に望むところであります。

さて、昨年の我が国の経済は、国内やタイでの災害の影響による企業の製造の縮小、ユーロ圏から全世界に波及した金融不安の影響や円高による輸出の減退により、立ち直りのきっかけもつかめない非常に暗い一年でありました。

私どもトラック運送業界におきましても、リーマンショック以降、輸送需要の減少や運賃・料金の下落が続く、経営環境の改善が未だ見られない中で、「安全対策」や「環境対策」などに係るコスト負担の増加などにより、非常に厳しい経営環境に置かれており、多くの事業者が疲弊し、業界全体が深刻な経営危機に直面しています。

このような状況を打破していくためには、政府に対して、力強い景気・経済対策の推進を求めるとともに、中小企業対策を強く要請しなければなりません。

また、自動車関係諸税の簡素化、軽減については、国の財政悪化を理由に一向に手つかずの状態であり、今後、自動車関係諸税の簡素化、軽減に向け、強く実施を求めていかなければなりません。

昨年は、長年の懸案でありました運輸事業振興助成交付金について、法制化され、一歩前進しましたが、これととも、地方に対して交付を義務づけたものでなく、今後この交付金の全額交付について課題も残されています。

トラック産業の将来ビジョンに関する検討会では、『トラック産業の将来ビジョン』に関し、現在ワーキンググループにおいて検討されている「新規参入に係る最低車両台数のあり方」、「適正な運賃の収受に向けた取り組み」についての検討結果を基に、さらに検討を重ね最終とりまとめを行うこととなります。

私どもとしましては、適正な運賃の収受を始め、秩序ある業界の発展のために、この検討会で実効ある意見がとりまとめられ、国において確実に実行されるよう、今後も声を大にして働きかけていく必要があると考えています。

このような状況の中で、私どもトラック運送事業者としましては、我が国の産業活動や国民の暮らしを支える国内物流に不可欠な公的基幹産業であることを自覚し、社会と共生し、その役割を果たしていくことが重要であり、昨年に引き続き次の対策を重点的に推進して参ります。

第一に、適正化事業の推進です。

安全で良質な輸送サービスは、社会的要請であり、私どもが常に守らなければならない使命でもあります。

この安全で良質な輸送サービスを行うことにより、荷主をはじめ消費者からの信頼を得、私どもトラック運送事業者の社会的地位を高めるものです。

しかしながら、厳しい経営環境の中、一部には過労運転など、不適切な事業者も見られます。

このようなことから、民間団体による自主的な活動（適正化事業実施機関）として、事業者に対する巡回指導をより積極的に行うとともに、運輸安全マネジメントの導入推進、「安全性優良事業所認定制度（Gマーク）」の取得を啓発し、輸送サービスの向上を図り、荷主や消費者から信頼される業界づくりを目指して参ります。

第二に、環境対策です。

近年、地球温暖化が原因とされている異常気象が各地で頻繁に発生し、その主要な原因の一つとされるCO<sub>2</sub>の排出削減が喫緊の課題となっています。

私どもはCO<sub>2</sub>削減に向けた自動車の省エネ意識を高めるため、昨年トラック運送事業者によるエコドライブ運動や県下各地において「環境キャンペーン」の実施、さらには、「環境と物流を考えるフォーラム」を開催し、広く市民にアイドリングストップとエコドライブの励行について啓発を行うとともに、荷主への理解を求めました。

今後、更なる環境への負荷の削減を図っていくため、これらの活動を始め、低公害車両と関連機器の導入やトラック運送事業者のグリーン経営認証への取り組みを促進して参ります。

第三は、安全対策です。

交通事故や労働災害の防止は、トラック運送業界に課せられた最も重要な使命であることは言うまでもありません。

交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、私どもトラック運送業界を見ますと、国の調査では、過労運転防止に係る措置や安全確保に係る指導監督の不適正が増加しているとの報告がされています。

これらの不適正を正し、営業用トラックが第一当事者となる交通事故の減少を目指すべく、「トラック事業における総合安全プラン2009」に基づく諸対策の実施、ASV関連機器の導入促進を図るなど、運輸安全マネジメントの導入促進、飲酒運転の撲滅に向け全力を挙げて推進して参ります。

以上のように、私ども兵庫県トラック協会としましては、現在、トラック運送業界が抱える多くの課題に着実に取り組み、将来にわたるトラック運送業界の発展のための課題を一つずつ確実に解決して参りたいと存じます。

そのためには、私どもが英知を結集し、一致団結することは勿論、政治的な働きかけも視座に据えて、課題の解決に向けた行動を起こして参りたいと考えています。

また、本年は本部研修会館の建て替え工事が始まるとともに、公益法人改革に向けた取り組みを行うこととなります。

つきましては、会員の皆様をはじめ、関係各位の一層のご支援、ご指導とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本年は「辰＝龍」年。

「登竜門：急流を遡る鯉は龍になる」という故事にもありますように、努力の後には必ず良い成果が得られることを期待しますとともに、皆々様のご健康、ご多幸を心から祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 年 頭 所 感

社団法人 全日本トラック協会  
会 長 星 野 良 三

全国の会員事業者の皆様をはじめ関係各位には、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。平成24年の新年を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

さて、昨年のがわが国は、東日本大震災及び同時に発生した福島第一原発の事故をはじめ、集中豪雨などの自然災害が各地で頻発するなど、「災害続きの年」となりました。特に、大震災のさまざまな影響は、年明けの今もなお色濃く残り、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

一方、経済情勢においても、EU諸国の金融危機などの影響で、円が史上最高値を記録するなど、激しい動きが見られました。特に、円高の影響は、わが国経済の牽引役として期待される輸出企業に大きな打撃を与え、今後の国内景気への影響も心配される所です。また、経済回復の遅れとともに輸送需要も低迷を続け、燃料価格の高止まりや軽油引取税の過重な負担が、トラック運送事業者の経営を圧迫し続けています。

このようななか、昨年末の税制改正大綱においては、車体課税をはじめとした自動車関係諸税の見直しが期待されましたが、深刻な税収不足と震災の復旧、復興支援のための財源確保などを理由に抜本の見直しは先送りされ、自動車重量税の当分の間税率の見直しとエコカー減税の継続にとどまりました。営業用トラックの自動車重量税は車両総重量1トンあたり現行の2千7百円から2千6百円に減税するとされています。なお、中小企業投資促進税制については、2年間の延長が認められたところです。

また、昨年8月には、業界の長年の悲願であった交付金制度の法制化が実現しました。「運輸事業振興助成法」の成立は、安全・環境対策をはじめとする交付金の意義や必要性が広く社会に認められた証でもあり、また、業界の社会的地位向上に資するものと確信しております。今後も、交付金の一層の効果的な活用とともに、事業の効率運営に取り組んで行く所存です。

特に、安全対策につきましては引き続き業界の最重要課題として位置づけ、「トラック事業における総合安全プラン2009」の推進を図るとともに、先般開催された全国トラック協会会長会議でも詳しくご説明させていただきましたが、ドライブレコーダーの導入促進を全国的に進めてまいります。同時に、環境対策につきましても、引き続き省エネ運転の徹底を図り、燃費の管理手法の確立などをはじめとしたCO<sub>2</sub>の削減に取り組むとともに、従来通り、NO<sub>x</sub>・PMなどの排出ガス抑制のための車両代替えなども進めてまいります。

さらに、近年の少子高齢化社会の進展や、先の免許制度の改正の影響もあって、最近では若年の労働力不足が深刻化する傾向にあり、労働環境の改善も喫緊の課題です。こうした構造的ともいえる課題克服のためには、何より再生産可能な適正運賃の収受が焦眉の急です。そのために、原価計算によりコスト管理を徹底し、荷主の方々にも粘り強く理解を求めていく姿勢が不可欠です。国も現在、「トラック産業の将来ビジョン」の最終取りまとめを進めており、新たな時代に即したトラック事業や規制のあり方について、今後の方向性が示されるものと期待されます。

なお、全日本トラック協会は、昨年10月に公益社団法人への移行申請を行い、本年4月に公益社団法人として新たにスタートする予定であります。また、6月には、今後の大規模災害にも備え、「全日本トラック防災・研修センター」の建設に着手する予定です。

トラック輸送産業は、国内物流の基幹産業として、国民生活と産業活動を支えており、今後も社会との共生を図りながら、持続的発展を目指す必要があります。そのためには、常に安全・安心で、より品質の高い輸送サービスを提供し続けることが求められます。全日本トラック協会としましても、今後とも業界の叡智と力を結集して、山積する諸課題に全力で取り組んで参りますので、関係各位の一層のご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしますとともに、本年の皆さまのご健康、ご多幸を心よりお祈りして新年のご挨拶といたします。



兵庫県知事

井戸敏三

## ～創造と共生の舞台づくり～

平成24年新春のご挨拶を申し上げます。

9ヶ月前の東日本大震災は、全国に大きな影響を及ぼしました。被災地は、ようやく復旧復興のスタートを切りました。17年前、阪神・淡路大震災を経験した私たちだけに、これまで同様、これからもできる支援を続けていきたいと思います。20年になるデフレ経済、円高の長期化など経済社会にも不透明感が広がっています。また、兵庫も人口減少社会に突入しました。しかも、高齢化、少子化、地域格差の拡大を伴っています。今だからこそ、将来不安のない社会的枠組を再構築し、あわせて地域個性が発揮される元気な地域づくりを進めなければなりません。21世紀兵庫長期ビジョンが見直されました。めざす将来像は、「創造と共生の舞台・兵庫」です。今こそビジョン、高い目標をもち、これをめざして、ともに兵庫の未来を拓きましょう。

第1は、安全安心の基盤づくり。東海・東南海・南海地震や、頻発する風水害への備えに万全を期すとともに、医療、健康、福祉、食など、安心基盤を確保します。

第2は、質の高い生活づくり。若者の自立を応援し、出会い、子育て支援を進めます。地域づくり活動を助け、誰もが暮らしやすい社会をつくります。エネルギー供給の多様化も見据えた再生可能エネルギーの活用など自然と調和した生活を拡大します。

第3は、新時代の経済社会づくり。緊急経済・雇用対策を講じつつ、先端科学技術基盤などの兵庫の強みを生かし、競争力を高め、新たな成長産業を振興します。また、TPP協定の議論を注視し、強い兵庫の「農」を育てます。

第4は、地域の元気づくり。都市と農村との交流、地域再生大作戦のさらなる展開、交流と連携を支える社会基盤の整備を進めます。国出先機関の丸ごと移管など、正念場を迎える分権改革に、関西広域連合一丸となって取り組みます。

これからも、自立と連帯、安心と活力、継承と創造を基本に、明日の兵庫を築いていこうではありませんか。

夢を持ち 夢を求める 地域こそ 我が郷土で あるであれかし



## 平成24年 年頭の辞

神戸運輸監理部 兵庫陸運部長  
藤 田 裕 隆

新年あけましておめでとうございます。平成24年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は、東日本大震災により甚大な被害が発生し、その影響により我が国の経済状況は、依然として厳しい状況にあり、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、EUの信用不安、円高や株価の低迷等、景気の冷え込みを促す材料も多いとされております。

兵庫県下におきましても、経済状況は震災による落ち込みから持ち直しつつあるものの、運輸業界を取り巻く環境は、少子高齢化による公共交通機関利用者の減少や輸送需要の低迷及び地球環境・地域交通環境改善や安全対策のためのコスト増等、昨年と同様の厳しい状況が続いていくものと認識しているところです。

いうまでもなく交通運輸分野における最優先・最重要課題は安全・安心の確保であり、事故やトラブルを未然に防止するためには、事業者の皆様、自らが安全性の向上に向けて、高い意識を持って頂くとともに、積極的に安全対策の推進に取り組んで頂くことが重要であります。

このため、本年も引き続き運輸事業における各事業者への安全指導、監査等の充実強化に取り組むこととしており、運輸安全マネジメント評価の着実な実施、運輸安全シンポジウム開催等による安全思想の普及・強化に取り組む所存です。

運輸安全マネジメント評価につきましては、導入から5年が経過し、事業者においては安全管理体制の構築、安全意識の向上が図られてきており、今後も引き続き、事業者に対して適切なサポートがなし得るよう評価員のスキルアップを図るとともに、本制度の浸透・定着に取り組んでまいります。

また、「事業用自動車総合安全プラン2009」により、平成30年までの10年間で事業用自動車による「交通事故死者数半減(250人)」及び「人身事故件数半減(3万件)」、「飲酒運転ゼロ」の目標が設定されており、さらに一昨年には、近畿運輸局においても「近畿グリーンナンバーセーフティープラン2010」を策定し、近畿においての事業用自動車事故削減目標として、平成30年までに「死者数30人」、「人身事故件数5,300件」及び「飲酒運転ゼロ」を定めております。兵庫陸運部と

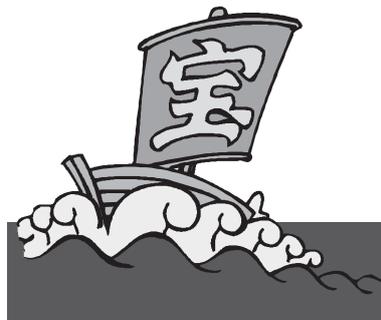
いたしましても1日も早い目標達成を図るべく、各施策の推進に努めると共に、より一層の安全対策を図ってまいります。

更に、自動車の安全確保は、自動車使用者自らが日常点検整備、定期点検整備を通じて自動車を適切に保守管理することが基本であり、大変重要であります。兵庫陸運部におきましては、「自動車点検整備推進運動」において、自動車使用者に対し点検整備の必要性について啓発に努めるなど、より一層、安全の確保に取り組んでまいります。また、例年実施しております「不正改造車を排除する運動」では、街頭検査等により不正な二次架装及び不正改造車を排除して交通の秩序維持を図ります。

トラック業界におかれましては、今年も厳しい経営環境が続くものと予想されますが、兵庫陸運部といたしましては、地域経済・日常生活を支える国内物流の基幹的輸送機関としての機能が発揮されるよう、引き続き適正化実施機関と連携を図りながらコンプライアンスの徹底、荷主とのパートナーシップ会議等を通じた適正取引の推進や、補助制度の活用等による環境対策を推進することにより、安全で安心、効率的で環境にもやさしいトラック輸送の実現を目指してまいります。

最後になりましたが、本年も引き続き、安全・安心の確保を大前提としつつ、創意工夫をもって事業にあたられることをお願いいたしますとともに、兵庫陸運部といたしましても、保安・業務監査、自動車検査等を通じ、公共交通の安全確保に努め、また、需要拡大のための環境づくりとしての交通運輸や観光の振興等に引き続き努力して参る所存です。

以上、新しい年を迎え所信を申し述べさせていただきましたが、本年も皆様方には、なお一層のご支援、ご協力をお願い致しますとともに、今年的一年がトラック業界にとって大いなる発展の年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 安全・安心・快適な交通社会の実現を目指して

兵庫県警察本部交通部長

森 本 幾 典

平成 24 年の年頭にあたり、謹んで御挨拶を申し上げます。

平素、皆様方におかれましては、警察業務の各般にわたり、深いご理解と温かいご支援を賜っておりますことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

また、陸上輸送の安全を確保し、トラックドライバーコンテストをはじめ、地域の交通事故防止に資する交通安全教室の開催など、多岐にわたる事業を積極的に実施していただくなど、交通安全対策の推進にご尽力いただき心から感謝申し上げます。

さて、昨年の県内におきます交通事故情勢につきましては、約 200 人の方が亡くなられ、4 万人を超える方が負傷されています。

また、飲酒運転による悲惨な交通事故も後を絶たないなど、依然として厳しい状況にあり、交通事故は県民生活の安全を脅かす不安要因に変わりありません。

交通事故の特徴を見てもみますと、全死者数に占める高齢死者の割合が約半数を占め、その多くが運転免許を持っておらず交通安全教育を受ける機会が少ない方でした。

今後も高齢社会がますます進展する中で、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されるところであり、引き続き、高齢者の交通事故防止対策が重要であると考えています。

そこで警察では、自治体や交通ボランティアの方々と連携して高齢者のお宅を訪問し交通安全指導を行うほか、機器を使用した体験型の交通安全教育を行うなどの対策を強化しているところです。

また、自転車につきましては、今後も幅広い年齢層の方が多様な用途で利用される交通手段であり、引き続き利用が拡大する一方、自転車利用者のルールやマナー違反に対する国民・県民の批判の声が続く状況です。

このようなことから、県警では、「自転車の交通秩序整序化に向けた総合対策」に取り組んでいます。

今一度、自転車は「車両」であるということを、交通社会を構成するすべての方に理解していただき、自動車運転者、自転車利用者、歩行者の3者の安全を確保しようとするもので、一律に「自転車の車道通行」を義務付けるものではありません。

歩道を通行する場合にあっては、歩行者優先であるなどの基本的なルールをこれまで以上にしっかりと浸透させようとするものです。

皆様には、自転車は車道通行が原則であることを御認識いただき、自転車利用者の視線に立った安全運転をお願いします。

さらに、去年は、飲酒運転による悲惨な死亡事故が大幅に増加しました。

平成19年の道路交通法の改正により厳罰化され、一旦は飲酒運転による交通事故は減少しましたが、ここ最近、再び増加しています。

未だ飲酒運転は根絶されず、飲酒に対する甘い考えが県民を不幸にしている状況です。

今後、飲酒運転に対する取締りを強化するとともに、皆様方の御協力をいただき、飲酒運転を許さない気運の醸成に努めてまいります。

しかしながら、県民の願いである交通事故のない、安全・安心・快適な交通社会を実現するためには、警察だけの力だけでは到底達成することはできません。

県民一人ひとりが、「交通事故は身近な大きな問題」として認識し、行動することが重要となります。

その過程での交通ルールやマナーの遵守は、社会における規範意識の向上につながるものであります。

皆様方におかれましては、引き続き適正な運行管理の徹底や他のドライバーの模範として安全運転に努めていただき、安全で安定した陸上輸送を確保し「安全・安心・快適な交通社会の実現」を目指して、今後、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本年が皆様方にとりまして交通事故のない幸多き年になりますことを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 年 頭 所 感

兵庫労働局長

白 川 欽 也

新年あけましておめでとうございます。

社団法人兵庫県トラック協会及び会員各位におかれましては、日ごろより労働行政の推進につきまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、3月11日に発生した「東日本大震災」、「福島第一原子力発電所事故」と、それに伴う電力供給の制約、台風12号による被害、さらに急速な円高の進展によって、被災地はもとより、全国的に経済活動へ大きな影響を受けました。

そのような中、雇用情勢については、有効求人倍率は緩やかながら改善傾向にあるものの、先行きには不透明感もあり、県内の景気の動向を引き続き注視していく必要があると考えています。

このような情勢の下、兵庫労働局が総合的労働行政機関としての機能を発揮し、皆様方の期待に応えていくために、労働基準行政においては、賃金不払や長時間労働等の申告や相談が寄せられていることから、労働者が安全に、安心して働くことのできる職場環境の実現を目指し、一般労働条件の確保・改善対策など労働関係法令の履行確保を引き続き進めます。

また、急増する労働相談に対し、個別労働紛争解決制度の積極的な運用を図り、迅速な解決に努めてまいります。

労働災害防止については、平成20年度を初年度とする「兵庫第11次労働災害防止推進5か年計画」に基づき、リスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進、安全パトロール等の実施などにより、労働災害、特に、死亡災害の減少に全力を挙げて取り組んでまいりますとともに、労働衛生関係につきましては、メンタルヘルス対策等の健康確保対策、石綿による健康障害・粉じん障害等職業性疾病の防止対策を推進してまいります。

最低賃金については、昨年10月1日に地域別を、12月1日に特定（産業別）を改正しましたので、今後は改正した最低賃金の履行確保に努めてまいります。

また、労災補償給付につきましても、引き続き迅速適正な給付に努めてまいります。

職業安定行政においては、ハローワークにおける求人・求職の的確なマッチングの推進、求人開拓、雇用保険の適切な支給等を行うとともに、昨年10月1日からスタートした求職者支援制度により、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練等により積極的就労・生活支援対策を実施しているところです。

また、厳しい就職環境にある新規学校卒業者に関しましても、神戸と三宮の2か所に設置した「新卒応援ハローワーク」を中心として、各種就職支援を実施しているところです。

さらに、労働者の雇用維持や障害者などの採用を行う事業主の方々に対して、各種助成金等を活用した支援を引き続き実施してまいりますとともに、高年齢者雇用対策・障害者雇用対策等の推進、民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の確保に努めてまいります。

雇用均等行政においては、仕事と家庭の両立支援に関し、改正育児・介護休業法の一部が適用猶予になっている100人以下規模企業に対し、本年7月の全面適用に向けて周知・徹底を図ります。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、昨年4月には、行動計画の届出が義務化された101人～300人規模企業に対しては、「子育てサポート企業」として認定する「くるみんマーク」の取得を促してまいります。

さらに、男女雇用均等対策に関しては、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、企業内の女性労働者の活躍を促すためのポジティブ・アクションの促進に努めてまいります。

これらの施策の実施に当たっては、地元経済団体や関係団体、企業の皆様方から様々なご意見をお伺いし、兵庫県、関係市町等の地方公共団体をはじめとする関係行政機関とも積極的かつ有機的な連携を図り、時宜に即した効果的な施策を展開してまいります。

貴協会におかれましても、これら諸施策の推進にご理解とご協力を賜り、引き続き、労働行政へのご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴協会及び会員各位の皆様方の益々のご発展、ご活躍と本年が明るい年となることを祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



# 行政からのお知らせ



## 国土交通

### 冬期におけるトレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意下さい

平成23年11月30日

自動車局

#### ○ 概要

平成23年1月に、国土交通省に対してトレーラの火災情報が4件寄せられました。これらの事案を調査・分析した結果、リレー・エマージェンシー・バルブ<sup>※1</sup>内に水分があると、気温の下がる冬期に水分が凍結し、当該バルブ内のピストンが固着することによりブレーキが作動し続け、ブレーキの引き摺りが発生して火災に至ることが判明しました。これらを受け、今般、一般社団法人日本自動車車体工業会（以下、「車工会」という。）から、ホームページへの注意喚起の掲載やチラシの配布等により、点検整備について注意喚起を実施するとの報告がありました。

国土交通省においては、気温が低下する冬期を迎えるにあたり、以下に掲げる事項について、社団法人全日本トラック協会などの自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、広くユーザーの皆様にお知らせするため、国土交通省のホームページにおいて、当該不具合に係る注意事項を掲載しましたのでお知らせします。

#### 【冬期のトレーラ火災の未然防止に関する注意事項】

1. 法律に定められた点検整備を確実に実施すること。
2. 冬期においては以下に掲げるブレーキ機器の点検整備を徹底すること。
  - (ア) エア・タンク<sup>※2</sup>内の水分の有無の点検及び除去<sup>\*</sup>  
※エア・タンク内に凝水がないことの確認は法定点検項目です。
  - (イ) エア・ドライヤ<sup>※3</sup>の点検整備（乾燥剤やフィルターなどの定期交換等）
  - (ウ) リレー・エマージェンシー・バルブ内の水分の有無の点検及び除去
3. その他、トレーラ製作者の整備要領等に従って点検整備を確実に実施すること。

※1 リレー・エマージェンシー・バルブとは、トラクタ側からトレーラ側に圧縮空気を供給するとともに、トラクタ側からの圧縮空気の供給が停止し、ブレーキが作動しない場合にトレーラ側の非常ブレーキを作動させるためのバルブ・弁のこと。

※2 エア・タンクとは、トラクタ側から供給される圧縮空気を蓄積するタンクのこと。

※3 エア・ドライヤとは、圧縮空気に含まれる水分の乾燥、フィルタにより不純物の除去を担う乾燥器のこと。

#### 【注意喚起掲載ホームページ】

- ・ 日本自動車車体工業会 <http://www.jabia.or.jp/index.php>（ユーザーの皆様へ）
- ・ 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/RJ/>（自動車を安全に使うためには）

（お問い合わせ先）

国土交通省自動車局審査・リコール課 きぬもと 衣本、徳永

TEL：03-5253-8111（内線42353、42355）03-5253-8597（直通）

整備課 小松崎、湯原

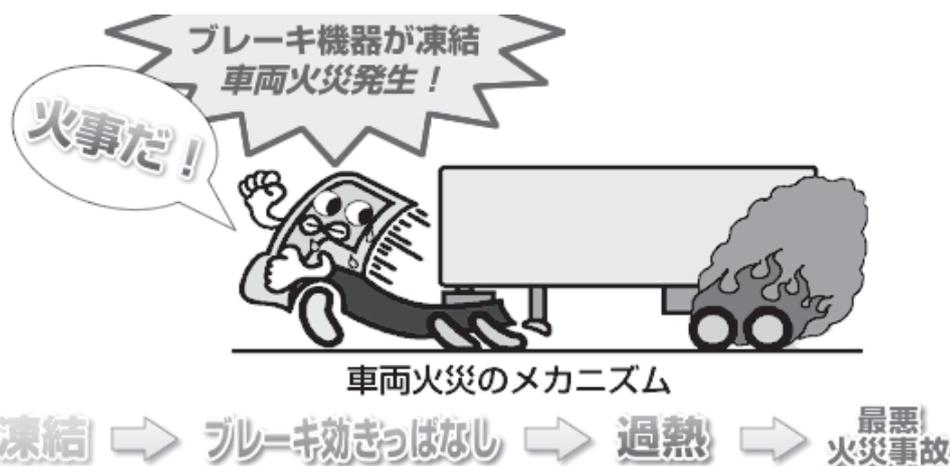
TEL：03-5253-8111（内線42412、42415）03-5253-8599（直通）

## 自動車を安全に使うためには

### 冬期におけるトレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！

リレー・エマージェンシー・バルブ内に水分があると、気温の下がる冬期に水分が凍結し、当該バルブ内のピストンが固着することによりブレーキが作動し続け、ブレーキの引き摺りが発生して火災に至る場合があります。

気温が低下する冬期を迎えるにあたり、以下に掲げる事項について点検整備を行い、ブレーキ機器内の水分除去を行いましょう。



#### 冬期のトレーラ火災の未然防止に関する注意事項

1. 法律に定められた点検整備を確実に実施すること。
2. 冬期においては以下に掲げるブレーキ機器の点検整備を徹底すること。
  - (ア) エア・タンク内の水分の有無の点検及び除去※  
※エア・タンク内に凝水がないことの確認は法定点検項目です。
  - (イ) エア・ドライヤの点検整備（乾燥剤やフィルターなどの定期交換等）
  - (ウ) リレー・エマージェンシー・バルブ内の水分の有無の点検及び除去
3. その他、トレーラ製作者の整備要領等に従って点検整備を確実に実施すること。

神 兵 登 第 2 1 2 号  
平成23年12月 7 日

社団法人 兵庫県トラック協会会長 殿

神戸運輸監理部長

## 自動車の検査・登録業務の年度末繁忙対策に関する 協力依頼について

平素は、国土交通行政の円滑な遂行にご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

例年、年度末は自動車税及び会社の決算期等の関係で、自動車の検査・登録申請が集中しています。

このため、毎年3月期には、申請窓口が非常に混雑するとともに、申請処理に長い時間を要することとなり、申請者の皆様には長時間お待たせすることになります。

また、申請手続きの相談にも応じがたい状態となる場合も考えられます。

当部といたしましても、申請者の皆様方にご迷惑をおかけしないよう、種々対策を講じているところではありますが、貴職におかれましてもこのような事情をご賢察いただき、別紙PR文書の広報誌への掲載について特段のご配慮をお願いします。



## 自動車の検査・登録申請の早期手続きについて

毎年、年度末は自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑して長時間お待たせすることになりますので、申請処理を円滑に行うため、自動車の検査・登録手続きは比較的すいている3月中旬までにお済ませ下さいますようお願いいたします。

また、継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の1ヶ月前から受けられますので、余裕をもってお受け下さい。

なお、検査・登録申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

### 記

神戸運輸監理部

兵庫陸運部

登録に関するお問い合わせ先

050 - 5540 - 2066

検査に関するお問い合わせ先

078 - 453 - 1102

姫路自動車検査登録事務所

登録に関するお問い合わせ先

050 - 5540 - 2067

検査に関するお問い合わせ先

079 - 231 - 4801

神戸運輸監理部ホームページ：<http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/>

平成24年 1 月

(社) 兵庫県トラック協会会員各位

国土交通省近畿地方整備局  
国土交通省近畿運輸局  
阪神高速道路(株)  
兵庫県警察本部

## 国道43号・阪神高速 3 号神戸線沿道の大気環境改善 のための協力について（お願い）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、自動車輸送をとりまく環境問題に積極的にお取り組み頂き、ありがとうございます。

さて、国土交通省近畿地方整備局、近畿運輸局、阪神高速道路(株)、兵庫県警察本部では、「国道43号等の道路交通環境対策の推進について(当面の取組)」(平成12年6月6日：警察庁・環境庁・通商産業省・運輸省・建設省)に基づき、大気環境の改善に向けた対策を鋭意進めています。その一環として、平成13年2月から12回にわたり、国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のために阪神高速5号湾岸線等への迂回を呼びかける交通需要軽減キャンペーンを実施しています。この取り組みを継続することが重要と考えており、今年度においても平成24年2月1日(水)から2月29日(水)までの1ヶ月間にわたり『第13回交通需要軽減キャンペーン』を実施いたします。

つきましては、上記の趣旨をご賢察いただき、以下の内容について格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 国道43号や阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線等へ迂回するなど大気環境に配慮した道路利用をお願いします。

1. 貴社の運転手の皆様への周知も併せてお願いします。

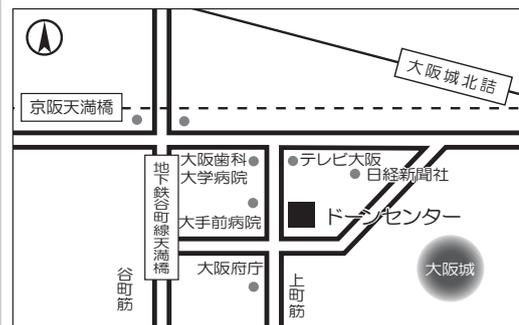
# シンポジウム 2012 運輸安全マネジメント制度導入から 5周年を迎えて

”安全の意識を浸透させ社会から信頼を”

平成18年10月に「運輸安全マネジメント制度」が導入され5年が経過しました。  
今回のシンポジウムは、この5年間の総括を行うとともに「運輸安全マネジメント制度」の一層の定着・浸透に向けた取組みの一環として開催するもので、運輸事業の更なるレベルアップと安全の意識を浸透させ、社会からの信頼を得るためにはどのようにしていけばいいのかを考えてみたいと思います。

- ◆日時：平成24年2月15日（水）  
13時～16時30分
- ◆会場：ドーンセンターホール  
（大阪府立女性総合センター 7Fホール）  
大阪府中央区大手前1-3-49  
TEL：06-6910-8500

◆参加費無料 定員：400名



≫京阪天満橋駅・地下鉄谷町線天満橋駅  
①番出口から東へ約350m  
≫JR東西線大阪城北詰駅②番出口から西へ約550m

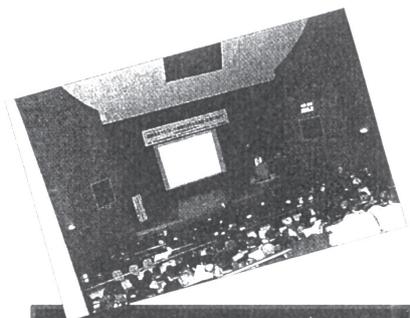
## プログラム

### 第1部

- ◆ 基調報告「運輸安全マネジメント制度開始5周年を迎えて」  
国土交通省 大臣官房運輸安全監理官付  
首席運輸安全調査官 西村 勇二 氏
  - ◆ 健康講座「高齢運転者のための健康指導」  
NPO法人 ヘルスケアネットワーク（OCHIS）  
理事長 武田 裕 氏
  - ◆ 報告「運輸安全マネジメントアンケート結果」  
近畿運輸局 自動車監査指導部  
首席自動車監査官 小林 久詩 氏
- 《休憩》

### 第2部

- ◆ パネルディスカッション
    - ★ テーマ「運輸安全マネジメント取り組みからの教訓」
    - ★ パネリスト
- |                    |             |         |
|--------------------|-------------|---------|
| 滋賀バス 株式会社          | 代表取締役社長     | 隠岐 公史 氏 |
| 飾磨交通 株式会社          | 運行管理部長・営業部長 | 小田 久一 氏 |
| 株式会社 カシックス         | 代表取締役社長     | 藤田 周士 氏 |
| 国土交通省 大臣官房運輸安全監理官付 | 首席運輸安全調査官   | 西村 勇二 氏 |
| 近畿運輸局 自動車監査指導部長    |             | 田中 壽一 氏 |
| 甲南女子大学 人間科学部講師     |             | 藤島 寛 氏  |



- ◆ 主催：国土交通省近畿運輸局
- ◆ 後援：独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所  
財団法人大阪陸運協会

# 参加申込方法

- ① 下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、(財)関西交通経済研究センターあてFAX又はEメールでお申し込み下さい。
- ② 申し込み締め切り日は、平成24年1月25日(水)です。  
(定員に達した場合は締め切らせていただきます)
- ③ 当日は、参加申し込み確認のため、受付にて参加申込書または名刺をご提出ください。  
なお、参加申込者に代わる代理の方のご出席は、差し支えありません。(名刺等をご用意ください)

**お申し込みFAX番号：06-6543-6295**

**E-mail：a.kankou@kankouken.org**

## 参加申込書

御社名 (団体名)	TEL ( )	—
	FAX ( )	—
	E-mail :	
ご住所	(〒 - )	
お名前		所属
		所属

[お問い合わせ]

国土交通省 近畿運輸局 自動車監査指導部

TEL: 06-6949-6448/FAX: 06-6949-6549

[お問い合わせ・お申し込み先]

(財)関西交通経済研究センター

TEL: 06-6543-6291/FAX: 06-6543-6295

※[個人情報の取扱について]

参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本シンポジウムに関する確認・連絡の通知の際に使用させていただきます。他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。

平成23・10・19中第1号  
公取企第79号  
平成23年11月21日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣  
公正取引委員会委員長

## 下請取引の適正化について

我が国の景気は、足下での持ち直しの動きが見られるものの、少子化による国内市場の縮小傾向及び新興国の台頭という構造的な課題に加え、東日本大震災による被災、海外景気の下振れや円高、株価の変動等による影響が、下請事業者を始めとして懸念されている状況にあります。

こうした経済状況を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買ったたき」等の行為を禁止するものです。公正取引委員会及び経済産業省は、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めております。

また、公正取引委員会においては、下請取引の適正化をより一層推進する観点から、下請事業者を始めとした中小事業者が所在する地域に公正取引委員会職員が出張し、下請法について分かりやすく説明するとともに中小事業者からの相談受付等を行う「移動相談会」、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請法に関する基礎的な内容について講習を受けたいとの要望に応じた「下請法基礎講習会」、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例を中心とする「下請法応用講習会」を実施しております。

さらに、過去に下請法違反がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施しております。

他方、経済産業省においては、下請法の法令遵守の徹底を促すため、円高の影響が現れやすい違反をした親事業者や、違反を繰り返した親事業者等の役員等に対する特別事情聴取の実施、全国47の県庁所在地において企業の経営者等に対する下請法の講習会（トップセミナー）の開催、下請ガイドラインの策定、業種の特性に依じた違反行為や望ましい取引事例を解説する説明会の開催等を実施しております。

冒頭で触れました現下の経済状況では、円高の進展等による影響が立場の弱い下請事業者に不当にシワ寄せされることのないよう配慮することが必要です。特に、これから年末にかけては、金融繁忙期であることから、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を

来さないようにすることが期待されます。

貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、前記趣旨及び別紙1の記載事項について、改めて貴団体所属の親事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるよう強く要請いたします。

最近では、法令遵守意識の高まりを受け、企業の中には自主的に様々な工夫を施し下請法の趣旨を分かりやすく社内で説明するなど、下請法の理解が深まるような取組を積極的に行っている事例もあります。貴団体におかれても、このような取組を貴団体所属の事業者に推奨していただきたいと考えます。

大手企業の中には、依然として法令遵守が徹底していない事例がみられます。

例えば、社内の調達担当者がコンプライアンス担当部門に相談しなかった結果、減額、支払遅延などの下請法違反行為が行われ、改善指導や勧告の対象となった親事業者も存在します。勧告の対象となった場合には事業者名等の公表を行うことになることから、このような事態の生じることのないよう、貴団体所属の事業者に下請法遵守の重要性を周知いただきたいと考えます。

また、貴団体所属の下請事業者に対しては、下請取引に関し親事業者による下請法違反のおそれのある行為を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口又は「下請かけこみ寺」に相談するよう御指導方お願いいたします。

(別紙1)

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下『下請法』という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

### 記

#### 1 親事業者の義務

##### (1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

##### (2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

## 2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

### (1) 受領拒否の禁止

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。(下請法第4条第1項第1号)

### (2) 下請代金の支払遅延の禁止

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。(下請法第4条第1項第2号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

### (3) 下請代金の減額の禁止

- ・ 下請事業者に責任がないのに、受注後に下請代金を減額すること。(下請法第4条第1項第3号)

(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価をそ及適用すること。
- － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

### (4) 返品 of 禁止

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)

### (5) 買ったたきの禁止

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

(注) 買ったたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.jftc.go.jp/sitauke/pointkaisetsu.pdf>

[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaukedaikin\\_guide.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaukedaikin_guide.htm)

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

- ・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

(7) 報復措置の禁止

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

- ・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)

手形サイトは、原則として、120日以内(繊維業にあっては90日以内)とすることとされている。(通達：41公取下第169号及び第233号、41企庁第339号及び第467号)

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

(11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)



## 〔相談窓口〕

(別紙2)

機 関 名	〒	住 所	電話番号
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	100-8987	千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館 B棟	03-3581-3375 (直)
北海道事務所 下請課	060-0042	札幌市中央区大通西 12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300 (代)
東北事務所 下請課	980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-8420 (直)
中部事務所 下請課	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424 (直)
近畿中国四国事務所 下請課	540-0008	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176 (直)
近畿中国四国事務所 中国支所 下請課	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501 (代)
近畿中国四国事務所 四国支所 下請課	760-0068	高松市松島町 1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441 (代)
九州事務所 下請課	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032 (直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館	098-866-0049 (直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100-8912	千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1669 (直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060-0808	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783 (直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980-8403	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4922 (直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0325 (直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460-8510	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2748 (直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540-8535	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1号館	06-6966-6037 (直)
中国経済産業局 産業部中小企業課	730-8531	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館	082-224-5661 (直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760-8512	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529 (直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812-8546	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450 (直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館	098-866-1755 (直)

社団法人 全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省職業安定局長

## 平成24年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の 就職・採用活動に係る取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業予定者の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、企業側が「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」（以下「倫理憲章」という。）、大学等側が「平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）をそれぞれ定め、これらを双方が尊重することで企業側及び大学等側が合意したところであり、文部科学省高等教育局長から当職あて、協力依頼がなされたところです。

これを受けて、厚生労働省としましては、この倫理憲章及び申合せの周知を図るとともに、大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記1及び2のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 公共職業安定機関における取扱い

倫理憲章及び申合せ内容を踏まえ、平成24年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

##### (1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成24年度大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成24年4月1日以降に展示・公開する。

なお、平成24年4月1日前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成24年4月1日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

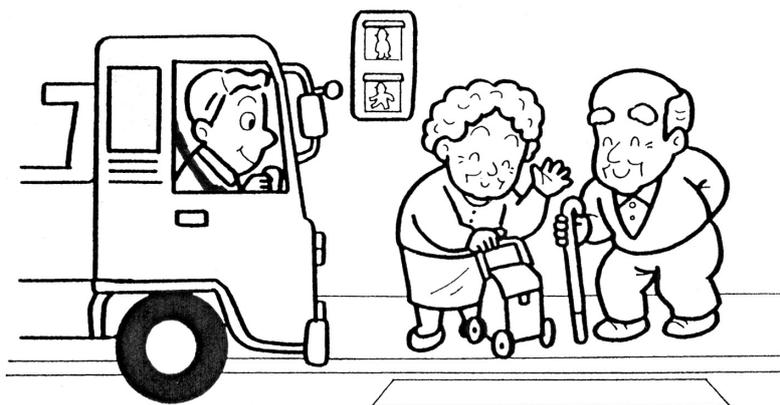
(4) 専修学校等の取扱いについて

倫理憲章及び申合せは、平成24年度専修学校卒業予定者、公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平、公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること。



OFF

きれいな空気を大切に…

# アイドリングストップ宣言

(社)兵庫県トラック協会

社団法人 兵庫県トラック協会  
会長 福永 征秀 様

道路管理者 神戸市  
神戸市長 矢田 立郎

## 大型車（特殊車両）の安全通行について（お願い）

初冬の候、貴協会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、道路交通行政に格別のご協力をいただき有難うございます。

さて、大型車（特殊車両）の通行にあたっては交通安全の観点から、貴協会においても傘下各社に常日頃からご指導されていることと思えます。

このようななかで11月30日（水）に神戸市兵庫区菊水町10丁目の鴨越交差点において、信号待ちしている路線バスに大型トレーラ車が追突し、乗客の多数が負傷する痛ましい事故が発生しました。

道路法では、一定の大きさ（幅2.5m 長さ12.0m 重さ20t等）を超える車両（特殊車両）を運行させる時は、道路管理者の通行許可を受けるよう定めており、道路管理者は通行許可申請を受けて審査した後、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために必要な条件を付けて許可することになっています。

つきましては、貴協会の関係者に特殊車両の通行許可の取得、それに基づく通行経路等の遵守、並びに道路交通法上の制限速度遵守等安全運転の徹底につきまして、運転者の方も含め改めて周知していただくようお願い申し上げます。

担当： 神戸市建設局道路部管理課  
TEL 直通078（322）6384

全ト協発第466号（環）  
平成23年12月12日

都道府県トラック協会長 殿

（社）全日本トラック協会  
会長 星野良三

## 「自動車運送事業の運行管理者表彰制度について」（ご案内）

拝啓 時下ますますのご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省安全政策課より標記「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内が参りました。本表彰制度は、平成19年3月に創設されたものですが、その対象期間が平成19年4月1日より起算して5年間と定められておりますので、最短で平成24年4月1日から表彰の対象となる者が現れることとなります。

制度創設から5年の期間が間近に迫って来たことから改めて案内が参ったものでありますが、各都道府県トラック協会長におかれましても会員事業者へ周知を図って頂きたいとお願い申し上げます。

なお、表彰の手続きにつきましては、都道府県を単位として活動している団体の長の推薦書と必要書類を、所管の運輸支局長に提出することになっておりますのでよろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

国自総第555号の2  
平成19年3月27日

社団法人日本バス協会会長 殿  
社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿  
社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局  
総務課安全監査室長

## 自動車運送事業の運行管理者表彰制度の創設について

自動車交通局においては、自動車運送事業の安全性の向上を図るため、学識経験者、自動車運送事業者、消費者団体等からなる「自動車運送事業に係る安全対策検討委員会」を平成18年4月から開催し、各般の意見を聞きながら、今後取り組んでいく総合的な安全対策について検討を行い、その結果、同年6月16日に開催された第4回検討委員会において、報告書「自動車運送事業の安全性の向上に向けた総合的な取り組みについて」がとりまとめられたところである。

今般、当報告書に基づき、運行管理者の安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保するため、運行管理者表彰制度を創設することとした。

## 運行管理者表彰制度（概要）

運行管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とする表彰制度

### 表彰内容

- 初めての表彰・・・運輸支局長表彰
- 2回目の表彰・・・運輸局長表彰
- （3回目の表彰については、今後の受賞実績、表彰の効果を踏まえ、大臣表彰の実施も含め検討。）

### 表彰基準

#### 従事年数に関する要件

- 自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事している者

#### 功績等に関する要件

- ①運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施している者であること。
- ②運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有する者であること。
- ③勤務状態等が優良な者であること。

#### 所定期間の輸送の安全確保に関する欠格事由

- 運転者による道交法第108条の34により通報のあった事故及び違反について、運行管理上最も責任ある者
- 運転者が明らかに第一当事者となる自動車事故報告規則第2条に規定する事故について、運行管理上最も責任ある者
- 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者又は受けるおそれがある者
- 当該営業所が行政処分等を受けた場合又は受けるおそれがある場合

- ・連続した10年でなくとも可。
- ・事業者が同一でなくとも可。

- ①関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施している者であって、業務を代務者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。
- ②安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等、営業所や社内で制度化されている具体的な取り組み事項を指す。
- ③無断欠勤や遅刻等が常習化している等、勤務状態において世間一般的に問題があると認められる者でなく、かつ、過去5年無事故無違反、刑罰等ない者を指す。

- ・「所定期間」は、適用日（平成19年4月1日）を起算日とする5年間とし、要件に反する事故等が発生した場合、その翌日を新たな起算日とする。
- ・「運行管理上最も責任ある者」とは、当該運転者の運行開始時点呼やその他指示を行った者、自動車事故報告書の運行管理者欄に記載されている者をいう。
- ・「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」のうち、第6号に該当するものは除く。
- ・「行政処分等」とは、輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、車両等使用停止処分、事業停止処分、許可の取消処分をいう。
- ・「受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

### 表彰手続き

- 事業者は、候補者が要件に該当する旨を証する書面を作成。
- 事業者が加入する事業者団体の長の推薦を要する。

### その他

- 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。
- 事業者において事故・事件が最近あった場合、訴訟が継続中の場合等にあつては、一定期間表彰を行わない。

## 平成23年 全ト協十大ニュース

1. 「東日本大震災」で東北地方中心にトラック事業者にも甚大な被害。トラックによる緊急輸送も過去最大規模となる
2. 「運輸事業振興助成法」成立で、都道府県に交付金交付の努力義務
3. 事業用トラックの死亡事故減少で来年4月から労災保険料率が引下げられ、業界全体で120億円の負担軽減に
4. 自動車関係諸税の見直しで、トラックの自動車重量税が引下げへ
5. 中西英一郎名誉会長が旭日重光章を受章し、業界の社会的地位向上に貢献
6. 星野新会長の主導で全国トラック協会長会議を開催し、安全対策重視でドライブレコーダー普及方針打ち出す
7. 中型免許見直し求め、警察庁に「普通免許の要件緩和」を要望
8. 点呼時におけるアルコール検知器使用義務化で、飲酒運転に係る行政処分基準も強化
9. 「Gマーク」認定が全事業所の2割を超える17,083事業所に
10. 21年度のトラックのCO<sub>2</sub>排出量が京都議定書基準年比で17.1%減少

## 事務局からのお知らせ

本部研修センター建て替えに関し仮設事務所への  
移転に伴う引越し業者を下記要項により募集しています。

### 社団法人兵庫県トラック協会本部研修センター移転に係る 引越業務募集要項

#### 1 業務の目的

本部研修センター建て替えに伴う、協会本部の仮設事務所への移転のための引越

#### 2 業務の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 業務名    | (社) 兵庫県トラック協会本部の引越業務                    |
| (2) 業務内容   | 現本部事務所から事務所什器、備品、書類等の搬出、及び仮設事務所への搬入     |
| (3) 業務実施場所 | 現本部研修センター及び西側駐車場<br>(神戸市灘区大石東町2丁目4番27号) |
| (4) 引越し予定日 | 平成24年2月中旬の土曜日～日曜日                       |
| (5) その他    | 詳細については別途現地説明会を行います。                    |

#### 3 参加資格

引越業務を希望する者(以下「参加希望者」という。)の必要な資格は、次に掲げるとおりとします。

- ア (社) 兵庫県トラック協会の会員であること。
- イ 平成22年1月から平成23年12月までの2カ年間において事務所の引越の実績を有すること。

#### 4 説明会

- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| ア 開催日時 | 平成24年1月24日(火)午後2時                     |
| イ 開催場所 | 本部研修センター 3階会議室<br>(神戸市灘区大石東町2丁目4番27号) |

#### 5 参加手続き等

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 参加希望者は | (社) 兵庫県トラック協会本部引越業務参加表明書(別紙様式)を提出していただきます。                |
| ア 提出期限     | 平成24年1月20日(金)午後5時まで                                       |
| イ 提出部数     | 1部  |
| ウ 提出方法     | 持参、Fax(078-882-5565)又は郵送<br>(注) Fax及び郵送の場合は1月20日(金)必着のこと。 |

エ 提出場所 (社) 兵庫県トラック協会総務部  
(神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 番 27 号)

※参加表明書は当協会ホームページからダウンロードできます。

《<http://www.hyotokyo.or.jp/>》

(2) 資格を有する参加希望者に対して入札日時の通知を行います。

## 6 実施者の決定

(1) 実施者は参加希望者による入札により決定します。

(2) 入札

ア 入札日時 平成 24 年 2 月上旬 (日時は別途通知)

イ 入札の執行場所 本部研修センター 3 階 会議室

## 7 失格

次のいずれか一に該当する場合は、失格となる場合があります。

ア 参加表明書の提出の日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

## 8 その他

(1) 参加表明書の提出、現地説明会及び入札等にかかる費用は参加希望者の負担とします。

(2) 上記 7 の失格及び入札結果についての異議申し立ては受け付けません。

(3) 上記 4～6 の日程等については変更する場合があります。

※変更となった場合は事前に通知します。

### 【照会先】

場 所：〒 657-0043

神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 番 27 号

担 当：総務部 川原

T E L：078-882-5556

F A X：078-882-5565

(様式)

## (社) 兵庫県トラック協会本部引越業務参加申込書

平成 年 月 日

(社) 兵庫県トラック協会 会長 様

社団法人兵庫県トラック協会本部引越業務の説明会及び入札に参加  
します。

なお、事務所の引越実績は下表とおりです。

住 所  
会社名  
代表者名  
担当者名  
電 話  
F a x

印

### ●事務所の引越実績

事務所の規模 (概数面積、従業員数)	引越の時期 (平成 年 月)	特記事項

事務所の規模欄は概数値 (○百㎡、○十人) で可

特記事項欄には特に記すべき事項があれば記入

## 運行管理者試験事前講習会開催のご案内

平成24年3月4日(日)に開催されます平成23年度第2回運行管理者試験を受験される方を対象に、運行管理者試験事前講習会を開催いたしますので、下記の通りご案内申し上げます。

つきましては、参加を希望される方は、申込書(次ページ別紙)をコピーのうえ、平成24年2月15日(水)までにFAXにてお申込み下さい。

なお、定員(180名)に達し次第、締め切らせていただきます。

### 記

1. 日 時 平成24年2月16日(木) 13時～17時
2. 場 所 兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地  
※駐車場はございませんので必ず公共交通機関をご利用下さい。



- ◆JR・阪神「元町」駅  
東口下車南徒歩約5分
- ◆阪急「三宮」駅西口  
下車西南徒歩約15分
- ◆新幹線「新神戸」駅  
からタクシー約15分

(注) 運行管理者試験受験問題集を教材として使用いたします。

教材となる右の問題集は、当協会において販売しております。

なお、当日会場においても販売します。

(協会一括購入価格2,050円)

【使用する問題集】  
運行管理者試験(貨物)  
受験対策問題集  
解答・関係法令付き  
第25版 [平成23年5月改訂]  
日通総合研究所  
カーゴニュース



問い合わせ (社)兵庫県トラック協会 適正化事業部  
TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

(別 紙)

## 運行管理者試験事前講習会申込書

(社) 兵庫県トラック協会  
適正化事業部 宛  
(FAX 078-882-5565)

ふりがな

受講者名

会社名

電話番号

# お 知 ら せ

社団法人兵庫県トラック協会本部研修センター建替え工事に伴い、12月15日から駐車場が使用できなくなりました。

当協会へお越しの方は公共交通機関をご利用お願いいたします。建替え工事が完了する迄、当分の間皆様にはご迷惑をおかけしますがご容赦願います。

以上



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成23年12月13日現在)

H23・12・13 北神運輸(有)

9,600円

## 交通遺児募金の郵便振替口座

○口座番号	01170-6-54803
○口座名	社団法人 兵庫県トラック協会募金係





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関[兵労基安登録第14号]〉

## はい作業主任者技能講習会（会場を姫路に変更します）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

### 1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成24年2月22日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成24年2月23日(木) 9時～18時(座学講習、修了試験)
講習会場	(社)兵庫県トラック協会 西部研修センター 2階会議室 姫路市中地字村東26-1 兵庫県トラック協会西播支部 ※受講者の為の駐車場はありません。	

### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

### 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

### 4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

- ③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

(2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。  
受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(3) 予約受付及び申込書受付期間

平成24年1月10日（火）～平成24年2月14日（火）必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

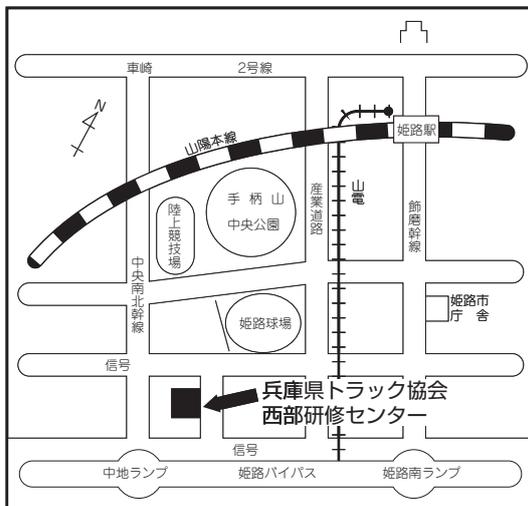
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,100円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（原則、追試験は、講習会当日の合格発表後、実施します。）

## はい作業主任者技能講習会〈姫路〉会場案内

社兵庫県トラック協会 西部研修センター



姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を  
東へ100m、信号を左折。

姫路市中地字村東26-1

兵庫県トラック協会西播支部

公共の交通機関をご利用下さい。

お車の場合、会場に付属するトラック協会西播支部の駐車場は協会来客者のためのものですので、講習受講者の方は、駐車は御遠慮下さい。

手柄山中央公園または姫路球場付近の駐車場（有料：1回200円）をご利用下さい。

# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し  
て下さい。  
縦3.5cm  
横2.5cm

ふりがな		性別	修了証 番号	※		
氏名		男 ・ 女				
生年月日	年 月 日生	交付年月日	※			
現住所 (修了証に載ります)	〒  電話(携帯電話)			本籍	都道府県	
勤務先	所在地	〒  電話 FAX				
	名称					

## 証 明 書

受講者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に \_\_\_\_\_ 年 月 から \_\_\_\_\_ 年 月 まで  
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業者名 \_\_\_\_\_

事業者 \_\_\_\_\_ ㊟

書替・再交付年月日 ※ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

## フォークリフト運転技能講習会（31時間講習） （学科会場を神戸港湾教育訓練協会に変更します）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

### 1. 講習日時・会場

学科	講習日	平成24年3月2日(金) 8時30分～	8時15分受付 ※駐車不可
実技	講習日	平成24年3月3日(土) 8時～ 3月10日(土) 8時～ 3月11日(日) 8時～	7時45分受付 ※駐車可
会	場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島8-3-3	

### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計	受講資格
兵ト協会 会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

### 3. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料  
(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。  
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間  
平成24年1月16日（月）～平成24年2月21日（火）必着  
ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。  
（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カップ（雨天の場合でも実施致します）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。  
4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

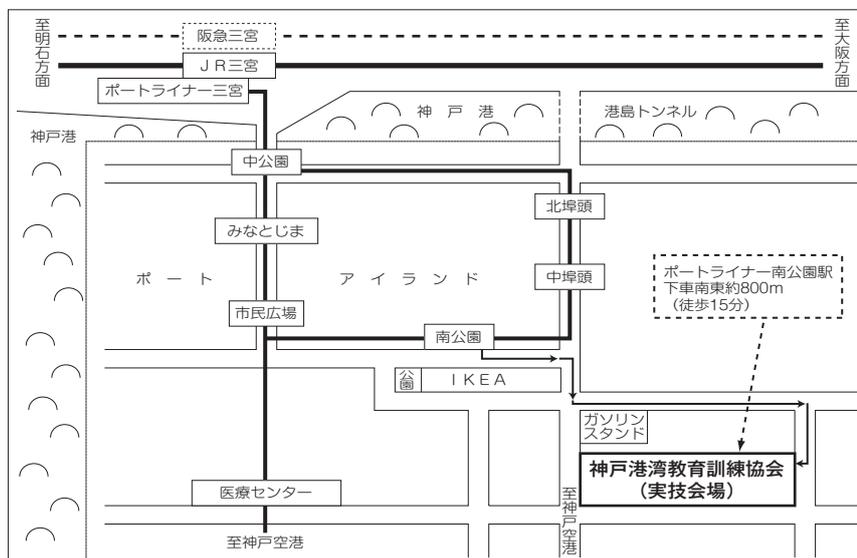
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,100円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（原則、追試験は、講習会学科、実技それぞれの当日に、実施します。）

## 学 科 ・ 実 技 会 場 神 戸 港 湾 教 育 訓 練 協 会

神戸市中央区港島8-11-3



# フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を  
貼付して下  
さい。  
縦3.5 c m  
横2.5 c m

ふりがな		性別	※	
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日		年 月 日生	交付年月日	※
現住所 (修了証に載ります)		〒 電 話 (携帯電話)		都 道 府 県  本 籍
勤務先	所在地	〒 電 話 F A X		
	名称			
所持する自動車 運転免許証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし)		免許証番号	
	2. 大 型		取得年月日	
	3. 中 型		年 月 日	
4. 普 通		発行者		
5. 大型特殊(カタピラ限定付)		公安委員会		
(注)所持する免許に○を付けて下さい				
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して 下さい。		平成 年 月 日		
		受講者氏名 _____ ㊞		
書替・再交付年月日	※ 年 月 日			

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

労働安全衛生法に係る技能講習実施計画表（平成23年度）

- ◆ フォークリフト運転技能講習（定員 50人／回）  
31時間講習（4日間）、11時間講習（2日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期			講習科目（時間）	種類	実施場所
第4回	H24 3月	2日（金）	8:30～17:40 関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	神戸港湾 教育訓練 センター
		3日（土）	8:00～17:10 走行の操作（8）※	実技	
		10日（土）	8:00～17:10 走行の操作（8）※		
		11日（日）	8:00～18:20 走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		

- ◆ はい作業主任者技能講習（定員 100人／回 2日間）

実施時期			講習科目（時間）	種類	実施場所
第5回	H24 2月	22日（水）	9:00～17:00 はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3）	学科	西部研修 センター
		23日（木）	9:00～18:00 関係法令（1）		

※ 諸般の事情により、日程、開催地、定員等を変更する場合があります。



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から  
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表 (平成 23 年 11 月末現在)

(単位：円/ℓ)

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		99.83	104.70	111.43	101.33
出 光		100.90	105.08	104.78	108.83
コ ス モ		100.90	102.10	107.43	109.00
昭和シェル		99.50	99.00		103.50
モ ー ビ ル		97.85		110.00	98.50
エ ッ ソ		100.85	98.00		114.33
ゼ ネ ラ ル		100.00			
そ の 他		100.96	99.91	106.53	107.70
総 計		100.42	101.34	108.06	107.26
23 / 10	全国平均	97.21	調査なし	103.11	104.87
	近畿平均	96.82		104.54	107.52

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位：円/ℓ)

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成22年12月		89.96	90.61	98.86	98.37
平成23年 1 月		93.61	93.25	101.48	100.38
平成23年 2 月		95.56	95.93	103.77	102.45
平成23年 3 月		98.33	97.30	105.77	103.59
平成23年 4 月		106.82	104.08	112.96	113.78
平成23年 5 月		109.07	111.02	116.99	116.76
平成23年 6 月		105.65	109.19	116.20	114.31
平成23年 7 月		104.21	106.59	111.74	113.99
平成23年 8 月		103.34	106.40	112.35	112.46
平成23年 9 月		99.94	104.05	111.64	110.72
平成23年10月		97.47	100.19	108.98	108.47
平成23年11月		96.40	99.26	106.54	107.57
平成23年12月		100.42	101.34	108.06	107.26
年 間 平 均		100.06	101.48	108.87	108.47

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
23.11.24	淡路	一般利用	(株)松井総業	松 井 孝 明	〒656-2132 淡路市志筑1-8 津名営業所 ☎ 0799-62-1600 FAX 0799-62-1604

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
23.12.15	兵庫	一般	神 戸 生 コ ン 運 輸 (株)	有 山 博 文

## 変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
23.11.21	50	代表者	(有)ワ タ ナ ベ 渡 邊 透	渡 邊 建 志
11.21		代表者	(株)イエローサービス 谷 口 龍 太 郎	谷 口 隆 司
11.25		代表者	(有)アシスト・モリワキ 森 脇 良 和	稲 津 透
12.1	153	名 称	伸 幸 運 輸(株)	伸 幸 運 輸 商 事(株)
12.5	147	代表者 (2名)	旭 陸 運 倉 庫(株) 井 原 勲	清 水 義 昭・井 原 勲
12.5		名 称	(株)タ カ シ ョ ウ	(株)立 栄 運 輸

※ 会員名簿のページ数は、旧名簿（平成21年9月発行）分です。

ちょっとした地球への思いやり  
エコ・ドライブ推進中！です

# 協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
12・1	年末の交通事故防止運動		1・20	東播支部賀詞交歓会	東京田村
2	グリーン経営講習会	(社)和歌山県トラック協会3階会議室		西播支部賀詞交歓会	ホテル日航姫路
	重量・鉄鋼部会「第5回研修会」	ホテル北野プラザ六甲荘	23	整備管理者選任後研修	姫路市「勤労市民会館」
3	重量・鉄鋼部会「第6回親睦ゴルフ」	有馬カンツリー倶楽部		K T S 正副会長会議	神戸市内
7	ダンプ部会情報交換会	兵ト協		東神戸支部賀詞交歓会	神戸急イオン
	兵ト協常任理事会・支部長合同会議	兵ト協	24	兵青協「チャリティゴルフ打合せ会議」	兵ト協
8	全ト協 第205回常任理事会	第一ホテル京東	26	神戸地区環境保全連絡協議会新春特別講演会、新年交歓会	クオリアホテル神戸
	人権啓発研修会	兵庫県自動車整備会館	27	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
	全国トラック協会会長会議	第一ホテル京東		西宮支部賀詞交歓会	ホテル竹園屋
	冬季道運研懇親パーティー		28	但馬支部研修会	ホテル西村屋
9	全ト協タンク部会正副会長各トラック協会タンク部会長合同会議	全ト協	31	三木会	六甲道勤労市民センター
12	三木会	兵ト協		輸送秩序確立委員会	六甲道勤労市民センター
	苦情対応小委員会	兵ト協		東部支部 賀詞交歓会	ホテルホップインキング
13	神戸市防災会議	神戸市役所1号館14F	- 2月の予定 -		
	神戸市国民保護協議会	神戸市役所1号館14階	2・2	近畿ブロック支部長・事務局長会議	ホテルグランヴィア京都
	近畿地区物流政策懇談会	大阪新阪急ホテル	6	兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会	マークラー神戸ビル12階
	兵庫県高速道路交通安全協議会幹事会	(財)兵庫県交通安全協会		兵庫リスクアセスメント推進大会	マークラー神戸ビル4階
14	はい作業主任者技能講習会	兵ト協	8	物流政策委員会	神戸市勤労会館404室(三宮)
	第2回緊急・救援輸送検討小委員会	全ト協	9	兵庫県、徳島県国民保護図上訓練	兵庫県庁
15	はい作業主任者技能講習会	兵ト協		交通対策委員会	センタープラザ西館6F8号室
	自動車関係団体連絡会	神仙閣	10	運行管理者 基礎講習	神戸海洋博物館
16	災害に強い物流システムの構築に関する協議会	近畿運輸局海技試験場		兵青協新年会	しら波荘
	K T S 正副会長会議	「北斎」京都市	11	兵青協チャリティゴルフ	本ゴルフ倶楽部
21	年末年始輸送安全総点検(査察)	北播地区(2事業者)	14	新規事業者指導講習会	近畿運輸局
	第2回公益法人移行検討委員会	兵ト協		環境対策委員会	六甲道勤労市民センター5F会議室E
	近畿トラック協会幹事会	神仙閣(大阪店)	15	整備管理者選任後研修	神戸市「兵庫県農業会館」
22	支部相談員、適正化指導員合同会議	兵ト協	16	平成23年度第2回運行管理者試験事前研修	兵庫県会館
- 1月の予定 -				交通共済特別指導講習会	兵ト協
1・6	平成24年新春名刺交換会	神戸市勤労会館7階大ホール		平成23年度全国物流青年経営者代表者研修会	全ト協
	兵ト協 正副会長会議	神戸市勤労会館会議室305号		全ト協 常任理事会・理事会合同会議	全ト協
11	整備管理者選任後研修	神戸市「兵庫県農業会館」		春季道運研懇親パーティー	
12	全ト協引越部会分科委員会	全ト協	17	第21回全国物流青年経営者中央研修会	ハイアットリージェンシー東京
13	尼崎運輸事業協同組合新年懇親会	ホテルニューアルカイック	22	はい作業主任者技能講習会	兵ト協
14	兵庫支部 新年懇親会	神戸飯店		兵ト協 正副会長会議	神戸市勤労会館会議室306号
	西神戸支部 新年会	神戸飯店		兵ト協 常任理事会	神戸市勤労会館会議室307号
	明石支部 賀詞交歓会	ホテルキャッスルプラザ	23	はい作業主任者技能講習会	兵ト協
17	1.17のつどい(11:50~)	H A T 神戸	24	近ト協 理事会	大阪市内
	取扱・食品部会合同「荷主懇談会・研修会」	ホテルオークラ神戸	26	兵庫県合同防災訓練	朝来市
	全ト協 第45回広報委員会及び新年専門誌記者懇談会	全ト協	27	事故防止研修会	神商ホール
19	全国専務理事業務連絡会議			整備管理者選任後研修	姫路市「勤労市民会館」
20	近畿運輸局主催事故防止セミナー	インテックス大阪国際会議ホール			